## 摂南大学看護学部紀要「摂南大学看護学研究」発行規定

2012年4月3日 教授会承認

(発行目的)

第1条 看護学部は教員の研究成果の発表を目的として、紀要「摂南大学看護学研究」(以下、本誌という)を発行する。

(編集委員会)

- 第2条 本誌を発行するため、摂南大学看護学部紀要編集委員会(以下、編集委員会という)を置く。
  - 2 編集委員会は本規定の趣旨に従い、編集発行に関する業務を行う。

(編集委員および編集委員長)

- 第3条 編集委員会は看護学部長により委嘱された委員若干名で構成し、委員長は委員から選出する。
  - 2 編集委員長および委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(発行回数・時期)

第4条 本誌は、原則として年1回、3月に発行する。

(投稿筆頭者の資格)

第5条 投稿筆頭者の資格は、本学部の教員とする。

(著作の種類等)

- 第6条 本誌に掲載する著作は次のように分類し、そのいずれかに該当するものに限る。
  - (1)論壇 看護学に関わる問題や話題のうち、議論が交されつつあるものについて今 後の方向性を指し示すような著述や提言。
  - (2)総説 看護学に関わる特定のテーマについて多面的に内外の知見を集め、また文献等をレビューして、当該テーマについて総合的に学問的状況を概説し、 考察したもの。
  - (3) 原著論文 研究論文のうち、研究そのものが独創的で、新しい知見が論理的に示されており、看護学の知識として意義が明らかであるもの。
  - (4) 研究報告 資料的価値が高く、研究結果の意義が大きく、看護学の発展に寄与すると 認められるもの。
  - (5) その他 看護学あるいは看護学の研究に関する見解等で、編集委員会が適当と認め たもの。
  - 2 本誌に掲載された著作物の著作権は、原則として編集委員会に帰属するものとする。ただし、 投稿者自身は自らの著作物の全文または一部を複製、翻訳・翻案などの形で利用することが できる。
  - 3 人を対象とした研究は、倫理委員会等の手続きを経ること。

(原稿および制限枚数)

- 第7条 本紀要に発表する原稿は他に未発表のものに限る。
  - 2 投稿者は原稿提出に際し、当該著作が第6条に定める分類のいずれに該当するかを明示する ものとする。
  - 3 原稿は原則として、Word文書の電子ファイルと印刷した原稿を提出する。

- 4 原稿はA4判横書きで、1行の文字数を36文字、1ページの行数を28行(約1,000字)として、 適切な行間を空ける。
- 5 原稿1編は、本文、文献、図表を含めて下表の枚数以内とする。これを超える場合は編集委員会の了解を得て原稿を提出することができる。

	原 稿
論壇	8 枚以内( 8,000字以内)
総説	12枚以内(12,000字以内)
原著論文	16枚以内(16,000字以内)
研究報告	16枚以内(16,000字以内)
その他	12枚以内(12,000字以内)

6 図、表および写真は、図1、表1、写真1などと通し番号を付けて、本文との関連が分かる ように整理するものとする。

## (原稿の受付および審査)

- 第8条 原稿の受付日は、原稿が編集委員会に提出された日とし、毎年9月末日を提出期限とする。
  - 2 原稿の掲載の適否および掲載順は編集委員会で決定する。
  - 3 原稿掲載の適否を決定するために、「原著論文」については、編集委員会は委員会の議を経て 2~3名の査読者を定め、委員長が査読を依頼する。なお、専門性に応じて査読を学外の者 に依頼することがある。
  - 4 学外の者に査読を依頼する場合に限り、必要に応じて5,000円相当の謝礼を渡すことができる。

## (校正)

- 第9条 校正は投稿者の責任において行う。
  - 2 校正段階における加筆および修正は印刷の進行上支障をきたすため、完成原稿を提出することとする。

## 付則

- 1. この規定は、2012年4月3日から施行する。
- 2. この改定規定は、2013年4月1日から施行する。
- 3. この規定の改定は編集委員会の意見を聞き、看護学部長が行う。